



第37回 通常総会並びに肥料取締法改正説明会及び講演会開催

当協議会の第37回通常総会が、7月17日に大阪市淀川区宮原のメルパルク大阪で開催されました。会員等32人の方々にご参加いただきました。来賓として、農林水産省消費・安全局農産安全管理課課長補佐（肥料検査指導班）の瀧山幸千夫様、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（FAMIC）神戸センター所長の上久保房夫様、同センター肥料検査課課長の堀切正賀寿様にもご出席いただきました。

今総会は60会員中、21社が出席、31社が委任状を提出されて成立。議案は①令和元年度事業報告②令和元年度決算報告・同監査報告③令和2年度事業計画案④令和2年度収支予算案⑤役員改選。

事業計画では今年度も肥料取締法改正等に関する説明会や研修会の開催、普及啓発活動としてパンフレットやHPを活用して会員及び一般への知識の普及啓発、情報の発信に取り組むことなどを決定。

2年に一度の役員改選では村上恭豊会長が退任され、住友化学園芸(株)の壇辻寛和社長が新会長に就任しました。

総会終了後には、連絡説明会で堀切課長による「最近の肥料情勢について」、講演会では瀧山課長補佐による「肥料制度の見直しについて」のご講演がありました。



【新役員】▽会長=住友化学園芸(株) 壇辻寛和 ▽副会長=朝日アグリ(株) 広瀬清、(株)花ごころ 小塚純一 ▽理事=旭化学工業(株) 大原詔雄、(株)こうじや 鈴木章弘、(株)JOYアグリ 加藤茂樹、(株)刀川平和農園 刀川貴美子、(株)東商 大石敏也、中島商事(株) 中島吉之、日清ガーデンメイト(株) 井上祥一、(株)ハイポネックスジャパン 村上恭豊、フマキラー(株) 大下一明 ▽監事=(株)サカタのタネ 坪田吉啓、タキイ種苗(株) 山崎彰 (敬称略)

村上恭豊会長あいさつ



今回お越しいただくことを願っておりました、FAMIC神戸センター所長の上久保様と肥料検査課長の堀切様に来賓として出席いただき、厚く御礼申し上げます。

2年前に私が当協議会会長を拝命したときは、環境保全型農業はどういうものかと非常に興味を持っておりました。その中で「農業競争力強化プログラム」を知りました。ただ、その内容は生産者の所得向上につながる生産資材の価格体系の見直しや農産物の流通の見直しを中心でしたので、当会員の皆様にお伝える情報は限られていました。

その後、肥料取締法の改正がアナウンスされて、その中身が肥料の原料管理制度の導入や配合肥料の生産に関する内容の、いわゆる「肥料制度の見直し」が公示されました。これは会員の皆様と共有すべきことだと確信し、今年の3

月に農林水産省 消費・安全局 食品安全情報分析官の春日様に説明をしていただく準備をしておりましたが、新型コロナウイルス禍で中止を余儀なくされ、無理をお願いして、理事のメンバー様に要点をご説明いただきました。私としては会員の皆様に何としてもこの内容をお聞き願いたいと思い、総会終了後に肥料検査課長の堀切様に説明をしていただくことになっております。加えて、講演会では本省の農産安全管理課課長補佐の瀧山様からも改正内容についての講演をいただくために、お忙しい中、会場に駆けつけていただきました。

今年は新型コロナウイルスの影響で協議会の活動が十分にできなかったことは残念でありませんが、本省やFAMIC様のご協力によってこのような機会を作ることができました。この会合に参加された皆様にとって有意義になるものだと確信しております。

本日の総会が滞りなく終了することをお願いするとともに、このような厳しい環境下で会場に足を運んでいただいた皆様に、厚く御礼申し上げます。

壇辻寛和新会長あいさつ



会長に選任いただきました住友化学園芸の壇辻でございます。これから2年間、会長を務めさせていただきますのでよろしく申し上げます。

新型コロナウイルスで始まりました2020年。本来ですと来週から東京オリンピック、パラリンピックが始まる時期で、日本中がオリンピック一色になっているところですが、残念ながら東京はコロナ一色です。私も毎日帰るときに、今日は患者がどのくらいになっているかを見るのが日課になってしまっております。このように一つの出来事が、世の中全体をこれほど大きく変えたということは、私は今までに経験したことがありません。一日も早くコロナが終息することを願っているところ

です。

こんな状況下で協議会運営をやっていくのは、かなり制約を受けるところがあると思っておりますが、今年の12月、来年の12月、改正肥料取締法が2段階にわけて施行されるということで、協議会といたしましては、この内容を会員の皆様に周知徹底することがまず一番重要な課題であると思っております。

今回の改正は国が違法行為を取り締まる法律から、肥料メーカーが自主的に品質管理をする法律に変わります。つまり質的に変わることですので、会員の皆様が問題のない製品を製造できるように、十分に情報を共有して、家庭園芸というものに貢献したいと思っておりますので、皆様のご協力をお願いします。

来賓祝辞

独立行政法人農林水産消費安全技術
センター (FAMIC) 神戸センター
上久保房夫 所長



昨年は豪雨などによる大きな被害等ありましたが、今年も日本列島付近で梅雨前線が発達、停滞し、「令和2年7月豪雨」として九州をはじめ各地で災害の被害が発生しております。皆様の事業所やご自宅は大丈夫でしたでしょうか。この場を借りて被災した方々にお見舞いを申し上げますとともに、新型コロナウイルス感染症で患された方々にもあわせてお見舞い申し上げたいと思います。

さて、すでにご承知のように昨年12月、第200回臨時国会において、肥料取締法改正法が可決成立し、法律の名称も「肥料の品質の確保等に関する法律」に変わることになりました。

法律改正の詳細については後程、農林水産省消費・安全局の瀧山班長から詳しくご説明いただけるものとお聞きしていますが、今回、肥料の原料管理制度の導入や普通肥料と特殊肥料の配合が可能になったこと、さらには表示基準の整備などが新たに盛り込まれました。

また、5年ごとに見直され、今年3月に公表されました、新たな「食料・農業・農村基本計画」においても、これら

の取り組みにより、地力の維持・向上や農業の生産性向上、資源循環を図ることとされております。さらに良質かつ低廉な農業資材の供給を図るため、農業資材等に関する規制・規格の見直しや、事業再編・参入の促進、農業資材価格の見える化、流通の合理化等を進めることが明記されました。

現在、新型コロナウイルス感染症により、あらゆる分野・方面で、新しい生活様式や新しい仕事様式といった、“ウィズコロナ”の対応が求められています。協議会会員の皆様におかれましても、原材料の調達から製造、さらには流通販売に至るまで、さまざまな対策を取りながら、業務を進められていることと推察申し上げます。

私どもFAMICにおきましても、良質な農業資材の安定供給のため、緊急事態宣言解除後の6月以降、必要な感染防止対策のうえ、立ち入り検査等を再開し、試行錯誤しながら対応しているところですので、皆様には引き続きご理解とご協力を改めてお願い申し上げます。

連絡説明会 最近の肥料情勢について

FAMIC神戸センター肥料検査課
堀切正賀 課長

令和2年2月28日付けで8つの省令や告示の改正がされ、その他に3月8日、5月11日、5月20日、6月17日にそれぞれ告示改正が官報掲載されています。

これらの改正のうち協議会の会員の皆様に関係するものを説明します。

1つ目がBSEに関すること、2つ目が指定配合肥料に使えるものが追加されたこと、3つ目として、肥料の公定分析法がFAMICの肥料等試験法に統一されたことについて、それぞれ資料を説明させていただきます。

1つ目のBSEの関係の改正内容は3つあります。

①大臣確認の対象畜種として、従来「牛」のみであったところに、「めん羊と山羊」が追加されています。これに伴い告示等の文書や肥料袋等への記載表現が「牛」から「牛等」の記載へ変更されます。

②牛等由来又はその他動物由来肥料の施用上の注意について記載内容が一部変更されています。従来動物種の記載はできませんでしたが、この改正で「牛等由来たん白質」又は「動物由来たん白質」の次に()を付し、()の中に由来する動物種を記載することができるようになりました。

③管理措置(牛等由来の原料を使用して生産される肥料の摂取を防止するための措置)として肥料原料供給管



理票を付して出荷される肥料の容器又は包装に「届出肥料に使用不可・農家等への譲渡不可」の文字を記載することになりました。

2つ目は、指定配合肥料に使えるものが追加されました。(石灰質肥料の種類の追加)

石灰質肥料は改正前には「農林水産大臣が指定する炭酸カルシウム肥料を除く」と規定されていましたが、この改正で、「農林水産大臣が指定するものを除く」という記載になり、これにより農水産大臣の指定するものが炭酸カルシウム肥料に加え、貝化石肥料、副産石灰肥料(貝殻を原料とするものに限る。)の計3つになりました。なお、粒度制限が設けられ「目開き2ミリメートルの網ふるいの上に95%以上残留するもの」の条件が付いています。

3つ目は分析法について、今回の改正で「主要な成分の含有量等の分析に当たっては、独立行政法人農林水産消費安全技術センターが定める肥料等試験法によるものとする」と変更され、FAMICの分析法に統一されています。これに伴い登録申請時の分析方法が統一されました。

その他として、農薬その他の物が混入される肥料に使える農薬成分が2つ追加されました。また、特殊肥料の届出について、肥料の種類の記載項目が追加されました。

講演会 肥料制度の見直しについて

農林水産省消費・安全局農産安全管理課 瀧山幸千夫 課長補佐

■背景及び趣旨

我が国の農地における地力低下や土壌の栄養バランスの悪化が懸念される中で、国内の低廉な資源であり、土づくりにも役立つ堆肥や産業副産物由来肥料を安心して活用できるよう、肥料の品質確保を進めるとともに、農業者のニーズに柔軟に対応した肥料生産等が進むよう、法制度を見直す必要。



【具体的課題】

(1) 産業副産物資源の有効活用

産業副産物の肥料利用の一層の拡大に向けて、農家より安心して利用できるようにするためには、原料管理の強化や虚偽表示などへの対応が必要。

(2) 農家ニーズに応じた新たな肥料の生産・利用

農家ニーズに対応するため、これまでできなかった堆肥と化学肥料の配合等、土づくりや労力・コストの低減につながる肥料配合に関する規制の見直しや、効果の発現時期（緩効性）等、施肥の効率化につながる品質表示の充実が必要。

■法改正の概要

(1) 肥料の原料管理制度の導入

・肥料の原料によっては、人や植物に有害な物質が高濃度で含まれる可能性があり、行政が肥料の登録時に審査しているが、過去の登録実績等に基づき個別に判断しているため、申請者以外には使用の可否が把握できない状況。

・また、原料の多様化や原料流通の複雑化、肥料事業者による登録後の不十分な原料管理により、不適切な原料変更や有害物質基準の超過などの違反が毎年発生。

→①肥料に利用できる原料の範囲を規格として明確化し、適切な原料利用を徹底

②使用した原料の種類や使用量を帳簿に記載・保管を義務づけ、事後のトレースを可能に

・化学肥料が入っているにもかかわらず有機由来100%を謳うなど、原料の虚偽の宣伝により、有機農産物等を生産する農家に経済的被害が発生する事例も発生

→③現行では肥料の成分の虚偽宣伝を禁止しているが、肥料の原料についても虚偽宣伝を禁止

(2) 配合肥料の生産に関する規制の見直し

・現行の制度では、含有成分が安定していない「堆肥」と安定している「化学肥料」を配合することを原則認めておらず、農家は堆肥と化学肥料をそれぞれ散布する必要
→①堆肥の利用拡大による土づくりの促進や、施肥の省力化などの観点から、普通肥料（化学肥料など）、特殊肥料（堆肥など）、土壌改良資材を配合した肥料を新たに法律上位置付け、今後生産できるように。

・土壌分析結果に基づくきめ細かな施肥の取組が増加しているが、肥料の配合後に造粒等の加工を行う肥料（化成肥料）については、成分の組合せを変えるたびに登録を取らなければならない、機動的な肥料生産の制約に。

→②登録済みの肥料を配合して生産する肥料は、配合後に造粒する場合も含めて届出制とし、登録不要で届出により生産可能な肥料の範囲を拡大

・指定配合肥料や特殊肥料は、生産の2週間前までに届け出ねばならず、より機動的な手続が必要

→③指定混合肥料や特殊肥料の届出期日を生産の2週間前までから、1週間前までに変更

(3) 肥料の表示基準の整備

肥料の公正な取引を確保するため、肥料に保証票の添付を義務づけ、肥料の品質表示を行ってきた。

しかし、今日では、保証票に記載している成分濃度や原料以外にも、肥料に求める品質や機能が拡大しており、こうした品質や機能についても適正な表示が求められている。

（例）緩効性肥料は、追肥の回数を減らせるため、年々需要が増加しているが、各社が独自の基準に基づき効果の出る時期を表示しているため、製品毎の比較が難しい状況。

→成分濃度や原料以外にも品質や機能などの表示基準を設け、基準を満たす場合に表示する仕組みを導入

Q&A

● **Q1** 現在食品用に製造されている牛の骨由来ゼラチン及びコラーゲンの製造工程は、「BSE発生予防の措置・原料加工措置」として条件として不十分なのでしょうか。

A) 家畜の伝達性海綿状脳症の発生予防に効果があると認められる方法による加工のうち、ゼラチン・コラーゲンの処理については、脱脂、酸による脱灰、酸又はアルカリ処理、ろ過、加熱殺菌など工程を経て処理する方法、または、それと同等以上の感染性の低減に資する方法と定められています。

今回ご質問の食品用に製造される牛の骨由来ゼラチン・コラーゲンの製造工程について、農林水産大臣の確認を受け、先ほど言いました条件に適合することが確認されれば、原料加工措置に適合した製造工程として指定されることとなります。

また、農林水産大臣の確認については、FAMICが、実際に製造措置を行っている製造工程ごとに確認検査を行い、確認することになっています。

なお、これまで食品用ゼラチン・コラーゲンを製造する事業所の中で、牛骨由来ゼラチン・コラーゲンの原料加工措置の確認を受けた方はいませんが、ルールとしては、当該確認を受けていただき、条件的に適合していれば利用可能です。

● **Q2** 現在、流通している“用土”“土壌改良材”一家庭園芸用一のうち、改正法で表示等の規制がかかる設計の製品はありますか。(例) 堆肥と化成肥料：土壌改良材

A) 今までは、肥料に土壌改良資材を混入した肥料を生産することは原則認められていませんでしたが、今回の見直しにより、肥料に特定の土壌改良資材を混入した肥料を土壌改良資材入り指定混合肥料として届出で生産ができるようになりました。

これまでパーライトと肥料あるいはゼオライトと肥料を混合した

ものは培土として生産・販売されていましたが、今後は、これら特定の土壌改良資材と肥料を混合したものは、土壌改良資材入り指定混合肥料として届出し、生産・販売する必要があります。一方、特定のもの以外の土壌改良資材や土などは異物とみなされ、異物が混入したものは肥料には該当しませんので、肥料として生産・販売等行うことはできません。

なお、土壌改良資材入り指定混合肥料は、使用した全ての原料や混入した土壌改良資材を表示していただく必要があります。

● **Q3** これまで「土の再生材」等の商品名で販売していた商品について、中身が新設の「指定混合肥料」に該当するものは新たに届け出が必要になると伺いましたが、届け出先は何処になるのでしょうか。また、いつから行わなければいけないのでしょうか。

A) 土の再生材が具体的にどういったものかによりますが、届出先については、今までの指定配合肥料と同じ考え方です。すべて都道府県への登録又は届出が必要な肥料だけを原料としていけば都道府県へ、ひとつでも国のものが含まれれば国への届出をしていただくこととなります。

● **Q4** また、「土の再生材」等の商品名で販売していた商品について、今後「指定混合肥料」に該当する商品については商品パッケージに「肥料」の言葉を入れなければいけない、など表示上の決まりや制約ができてくるのでしょうか。

A) 指定混合肥料に該当するものであっても、必ずしも商品パッケージに肥料と記載する必要はありません。なお、指定混合肥料には、肥料法に基づいた保証票を添付いただく必要があります。

● **Q5** 肥料の表示基準の整備について、緩効性肥料にも表示基準が設けられると聞きましたが、どのような内容になるのでしょうか。また、緩効性肥料(ゆっくり長く効く肥料)とは具体的にどのような肥料が対象になるのでしょうか。家庭園芸向けの肥料も対象になるのでしょうか。

A) 具体的な内容については現在検討中であり、改めてお示ししたいと考えております。いずれにしても、肥料を作る側や使う側の意見も踏まえつつ検討を進めたいと考えております。

会員紹介 ◇毎回、会員リスト掲載順に紹介しています◇

株式会社エマタ

〒322-0015 栃木県鹿沼市上石川 2218-1
TEL:0289-76-2335
FAX:0289-76-1010
URL:<http://www.emata.co.jp>
メール:info@emata.co.jp

弊社は昭和51年に栃木県鹿沼市にて鹿沼土の製造販売からスタートしました。「土を育み、土を活かす」をモットーに現在は家庭園芸用土、プロ向け用土、肥料、堆肥等の製造、販売を行なっております。限りある資源を有効に活用し、「安心」「安全」「安定」して使用できる商品の開発をしております。今後も園芸愛好家、生産者の方々の想いにお答えできるよう取り組んでまいります。

弊社は、昭和51年の創業以来、「自然思考」を基本理念とし、土から生まれ、土に戻る素材を元に、自然の力に助けをもらうことによって作り出すパーク堆肥「十勝パーク」を核とした、各種園芸培養土・農業用育苗培養土の開発・製造・販売を行っております。今後も北海道から全国へ、お客様に喜んでいただける商品を提供し、人と自然との共生が持続可能なものとなるよう、引き続き取り組んで参ります。

森産業株式会社

〒080-1263 北海道河東郡士幌町字中音更基線 168 番地
TEL:01564-5-3191
FAX:01564-5-3111
URL:<http://www.forex-mori.com>
メール:contact@forex-mori.com

事務局より

新会員のお知らせ 【令和2年度期入会】

株式会社加藤産業(令和2年4月1日届出)
太陽農産株式会社(令和2年4月1日届出)

家庭園芸肥料・用土協議会は、家庭園芸の安全で健全な振興のために、メーカー企業有志により昭和59年(1984)に設立されました。

家庭園芸肥料・用土協議会

〒174-0054 東京都板橋区宮本町 39-14 公益財団法人日本肥糧検定協会内
TEL 03-5916-3833 FAX 03-5916-3828 <http://www.a-hiryo-youdo.com/>